

第8回経営協議会記録

日 時 令和3年3月18日(木) 15:45～17:17

場 所 柏原キャンパス事務局棟4F大会議室

出席者 栗林, 上田, 小川, 塚本, 津田, 橋本, 濱中, 岡本, 広谷, 片桐, 新津, 西田

陪席者 窪田監事, 溝上監事

欠席者 山本

開会に先立ち、栗林学長から第7回経営協議会の記録の確認が行われた。

議題(1) 令和3年度計画案(業務運営に係る部分)について

新津理事から、資料に基づき説明が行われ、原案どおり了承された。

議題(2) IR室の設置について

岡本理事から、資料に基づき説明が行われ、原案どおり了承された。

議題(3) 就業規則等の一部改正について

新津理事から、資料に基づき説明が行われ、「国立大学法人大阪教育大学職員懲戒規程」別紙に新たに追記される「懲戒処分標準例」について、「相手の意に反することを認識のうえで」とあることに関し、文言が適切か、との意見が出され、厳格化の主旨に文言が適切かを改めて整理のうえ、メールによって委員に了承を得ることとなった。

議題(4) 令和3年度予算案について

新津理事から、資料に基づき説明が行われ、原案どおり了承された。

報告事項(1) 令和3年度国立大学法人運営費交付金等の内示について

新津理事から資料に基づき説明があった。

報告事項(2) 法人運営の改善に関する意見の活用状況の公表について

栗林学長から資料に基づき説明があった。

報告事項(3) 令和3年度大阪教育大学経営協議会日程について

沓澤総務部長から資料に基づき説明があった。

意見交換(1) アフターコロナ禍における授業等の在り方について

栗林学長から主旨が述べられ、岡本理事から資料に基づき説明が行われた。続いて新津理事から資料に基づき、国の要請に関する説明があり、意見交換が行われた。

閉会にあたり、愛知教育大学に転任する新津理事・事務局長から挨拶が行われた。

なお、議題（３）就業規則等の一部改正について、

３月２５日から３月２９日の間、委員に対し概ね以下のとおり、整理した詳細をメールで説明を行い、原案どおり了承された。

- ・「懲戒処分標準例」は、人事院の「懲戒処分の指針について」や他大学、各自治体等の例を参考にしながら策定したもので、挙げられていない例も含め、量定の決定に当たっては、「懲戒処分標準例」を参考としつつ、個別の事案ごとに決定するものである。
- ・指摘のあった「懲戒処分標準例」は悪質性が高く、懲戒解雇等重い処分を挙げているが、例えば「相手の意に反することを認識していない」等の例については、当該処分例を参考に、調査結果を総合的に考慮し検討するものである。
- ・については、「懲戒処分標準例」は原案どおりとするが、実際に相手の意に反することを認識していなかった、あるいはそう主張された場合の扱い等について、内部運用を整理する。

以上